

「くまもとサイエンスパーク」事業推進パートナー 公募要領

1 公募概要

(1) 公募の目的

熊本県では、これまでの半導体関連産業の集積を生かし、熊本の持続的な発展という「新たな地方創生モデル」を目指し、令和7年3月に「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定した。

本ビジョンは、台湾のサイエンスパークを参考としたものであり、半導体関連企業の集積とともに、大学・研究機関の誘致を推進し、産学官連携によるイノベーションの創出、人材の育成・確保を目指している。

また、台湾では、政府機関が大規模な用地を買収しサイエンスパークを形成しているが、本県の「くまもとサイエンスパーク」は、必要な機能を複数の拠点で分担する「分散型サイエンスパーク」を基本理念としている。

そのため、それらの拠点間の連携は特に重要であり、立地企業や大学・研究機関などの各主体の連携は勿論、各拠点が有機的につながり、それぞれが相乗効果を生み出していく必要がある。

本県としては、そうした理念のもと、サイエンスパークを実現していくため、民間事業者のノウハウやネットワークを活用し、産学官連携の受け皿となる新たな拠点として「イノベーション創発エリア」を整備するとともに、当該エリアにおける産学官連携の促進、開発許可等をはじめとする各種行政手続きに対するサポートなど、ワンストップサービスを提供する「パークマネジメント法人」の設立に取り組んでいくこととしている。

今回は、「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けて、県と連携してそれらの事業を推進するパートナー（以下「事業推進パートナー」という。）となる民間事業者を公募するものである。

(2) 事業推進パートナーの業務

事業推進パートナーは、県と協定を締結し、以下の業務を実施する。

① 「イノベーション創発エリア」の選定・整備

セミコンテクノパーク近隣エリアにおける「イノベーション創発エリア」の計画策定、区域の選定、調査及び設計、各種協議、用地取得、造成工事、立地企業への区画譲渡等

なお、エリアの選定に当たっては、以下を条件とする。

ア 「イノベーション創発エリア」整備対象地域

ビジョンにおいて中核となる拠点と位置付ける「セミコンテクノパーク近隣エリア」とする。

なお、エリアの位置は、熊本県立技術短期大学校を中心とした周囲2～3kmを目安とする。

イ 「イノベーション創発エリア」整備規模

整備区域の面積は概ね20ha以上とする。

※ただし、選定エリアが上記ア又はイの要件を満たさない場合においても「イノベーション創発エリア」の目的を達成できる場合は、公募に参加できるものとする。

※なお、本整備対象地域は熊本県地下水保全条例（平成2年10月2日条例第52号）で規定する指定地域に該当するため、熊本県環境影響評価条例（平成12年6月21日条例第61号）の規定に基づき、整備規模が面積25ha以上の造成事業については、環境アセスメントの対象事業になることに留意すること（ただし、50ha未満であって、事業により採取する地下水の量及び開発により減少する地下水の涵養量を超えて涵養を実施する等が確実であると見込まれるものとして知事が認める事業を除く）。

② 「イノベーション創発エリア」への企業・大学・研究機関の誘致等

ビジョンに掲げる企業・大学・研究機関について、県との連携のもと誘致活動を行う。

③ 「パークマネジメント法人」の設立

「イノベーション創発エリア」の管理・運営を行う「パークマネジメント法人」の設立に係る検討、各種手続き、エリアの維持・管理、誘致企業の開発許可等に関する行政手続き等支援サービスの提供、誘致企業と大学・研究機関とのマッチングに係る企画・運営等

2 県の支援

県は、選定された事業推進パートナーが1（2）に掲げる業務を実施するに当たり、次に掲げる支援を行う。

（1）「イノベーション創発エリア」への企業・大学・研究機関の誘致に係る支援

（2）「パークマネジメント」法人の設立・運営に係る支援

（3）その他、事業推進パートナーの業務の円滑な実施に向けた必要な支援

※事業者からの企画提案の中で、官民連携事業として県への要望等がある場合は提案書に記載し、県は要望等の内容を踏まえて、必要な支援を行う。

3 担当部局

熊本県商工労働部 企業立地課 半導体立地支援室 担当：佐藤、古賀、河野

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-333-2330

Email：satou-y-da@pref.kumamoto.lg.jp

4 公募スケジュール

事業推進パートナーの選定の次のスケジュールは以下のとおり。

令和7年 7月17日（木）	企画提案の公募開始
令和7年 8月22日（金）	質問書提出期限
令和7年 9月30日（火）	参加表明書等提出期限
令和7年12月 1日（月）	企画提案書等の提出期限

以降、有識者による審査会を開催し、協定締結候補者を選定する。その後、県と協定締結候補者との間で協定内容等を協議し、協議が整い次第、協定を締結する。

※審査会の日程については、参加表明書提出事業者に別途通知する。

5 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者。

- (3) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県及び熊本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (7) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下（「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
- ア 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。
 - イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ウ 申請については、一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。
 - エ 代表団体及びその構成員は上記(1)～(7)の全てを満たすこと。

6 公募要領等に対する質問

公募要領等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出方法

質問は質問書(様式第1号)により、電子メールで提出すること。なお、提出後、電話により受信確認をすること。なお、電話による質疑は原則受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年8月22日(金)

(3) 受付時間

平日9:00～17:00

(4) 提出先

「3 担当部局」記載のアドレスに提出すること。

(5) 質問への回答

質問書に対する回答書は、9月1日以降に熊本県ホームページで公開する。

7 申込み手続等

(1) 公募要領等の交付期間及び方法

令和7年(2025年)7月17日(木)から令和7年(2025年)12月1日(月)まで熊本県ホームページに掲載する。

(2) 参加表明手続

公募への参加希望者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。なお、グループを構成して申請する場合は、代表団体及び構成員の全てを提出すること。

① 提出書類

ア 参加表明書(様式第2号)

イ 直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書

ウ 定款の写し

エ 事業所の履歴事項全部証明書(発行後3カ月以内のもの(写し可))

オ 納税証明書(国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないことの証明)

カ 熊本県暴力団排除条例に関する誓約書(様式第3号)

キ 企業共同体の場合は、構成員ごとに上記書類の他、本業務に係る事業共同体の協定書の写し

※様式については、提出日時点において記載すること。

② 提出部数 各 1 部

③ 提出期限

令和 7 年 9 月 3 0 日（火）

④ 受付時間

平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

⑤ 提出先

「3 担当部局」記載のとおり。持参又は郵送、電子メールにより提出すること。FAX による提出は受け付けない。

（３）企画提案書等の提出手続

（２）により参加表明書を提出した者は、次に掲げる方法に従い、企画提案書等を提出するものとする。

① 提出書類の内容

ア 企画提案書表紙（様式第 4 号）

イ 企画提案書（パワーポイント A4 横：任意様式）

提案に当たっては、次に掲げる項目を必ず含むこと。

【提案項目 1】「イノベーション創発エリア」の整備方針

- ・「イノベーション創発エリア」のコンセプト・イメージ
- ・想定する整備エリアの位置及び整備手法
- ・事業スケジュール及び事業採算性

【提案項目 2】「イノベーション創発エリア」への誘致方針

- ・現時点で誘致を想定している企業・大学・研究機関等と誘致に向けた具体的手法及び実現可能性
- ・産学官連携を促進するための戦略等

【提案項目 3】「パークマネジメント法人」の設立・運営方針

- ・法人設立に向けた手法（官民連携手法含む）及びスケジュール
- ・立地企業等へのワンストップサービスの提供内容・手法
- ・「イノベーション創発エリア」の具体的な維持・管理手法及び事業採算性

※上記のほか、以下「8 企画提案書等の審査の実施（３）審査方法」に記載する「評価項目」に留意の上、提案書を作成すること。

※協定を締結した場合の訴求ポイントや本事業に係る自主提案又は官民連携事業として県への要望等があれば、併せて記載すること。

※提案書は、パワーポイント A4 横でスライド 30 枚以内とし、1 枚目は今回の提案概要を分かりやすく簡潔にまとめること。表現については可能な限り図・表等を用いて、分かりやすいものとする。地図や図面を用いた説明資料であり、資料を拡大する必要がある場合については、A3 資料で作成しても差し支えない。また、誰でも理解できるような平易で分かりやすい表現とするよう配慮すること。

ウ 市街地開発事業の実績（様式第 5 号）

企画提案事業者がこれまで事業主体として実施した市街地開発事業について具体的に記載すること。

エ 産学官連携事業の実績（様式第 6 号）

企画提案事業者がこれまで事業主体として実施した官民連携事業について具体的に記載すること

オ 会社概要及び業務実施体制調書（任意様式）

本業務を適正かつ確実に実施するために必要な実施体制（エリア開発・整備、企業誘致、パークマネジメント法人の設立等のそれぞれの体制ごとに記載すること。）の構築が予定されており、業務遂行能力があることを具体的に記載すること。

カ イノベーション創発エリア整備計画書（任意様式）

イノベーション創発エリアの整備に向けた検討状況（整備予定地の取得見込等を含む）が確認できる計画書を提出すること。

なお、応募時点において、既に地権者等の同意を得ている場合は、別途計画書に記載すること。

キ 事業収支計画書（任意様式）

「イノベーション創発エリア」の整備及び「パークマネジメント法人」の設立・運営に係る事業収支について、事業スキーム図等を用いて分かりやすく記載すること。（現時点での事業収支のイメージでも可とする。）

ク 事業スケジュール表（任意様式）

企画提案に応じた業務実施スケジュールを 1 枚で作成すること（A4 又は A3）

② 提出部数 15 部

③ 提出期限

令和 7 年 12 月 1 日（月）

④ 受付期間

平日 9：00～17：00

⑤ 提出先及び提出方法

提出先は「3 担当部局」記載のとおり。

持参又は郵送により提出すること。なお、「企画提案書」については、電子データも提出すること。

⑥ 注意事項

サイズは原則 A4 版とし、クリップ止め（テープ等で止めない）すること。

8 企画提案書等の審査の実施

(1) 開催日時・場所

日時・場所については、参加表明者に別途通知する。

(2) 審査時間

プレゼンテーション（30分）及び質疑応答（20分）の計50分

(3) 審査方法

企画提案書等の内容を以下の評価項目により、複数の審査員による審査を行い、内容が優れた者を協定締結候補者として選定する。ただし、審査の結果、評価基準点（60点）に満たない場合は失格とする。

評価項目		配点
1	基本事項	5
	・ 業務内容を十分に理解できているか ・ 本県の現状・課題を十分に把握できているか	
2	業務遂行能力	25
	・ 業務遂行のための十分な知識や経験を有しており、それらを企画提案の内容に生かしているか ・ 事業遂行に必要な体制が十分に確保されているか ・ 業務の実施にあたり、必要な関係者との協力や連携が期待できるか ・ 関連事業（市街地開発事業・官民連携事業等）の十分な実績を有しているか	
3	企画提案内容①（イノベーション創発エリア提案分）	40
	・ 業務の目的や内容を理解した企画提案となっているか ・ 魅力・独自性がある企画提案となっているか ・ エリア開発・整備の実現可能性が高いか ・ 整備エリアにおいて市町の協力が十分に見込まれるか ・ 誘致対象となる企業・大学・研究機関等との十分なネットワークを有し、提案された誘致戦略は実現可能なものとなっているか ・ 誘致対象とするターゲットが、バランスのとれた提案となっているか ・ 産学連携が促進される仕組みが提案されているか ・ 地下水や農業など周辺環境に配慮した企画提案となっているか ・ 事業スケジュールは適切か	

4	企画提案内容②（パークマネジメント法人提案分）	20
	・業務の目的や内容を理解した企画提案となっているか ・官民連携の手法が有効なものとなっているか ・持続性が担保される管理手法となっているか	
5	事業収支計画の妥当性	10
	・事業実施に必要な資金を確保できる見込みがあるか。将来的な事業収支計画は妥当か	

（４）協定締結候補者の決定

県は、審査会の結果を踏まえ、協定締結候補者を選定する。この場合において、県は、必要な条件を付すことができる。

9 協定の締結

県は、協定締結候補者と提案内容について協議を行い、必要に応じて補正した上で、協議が整い次第、協定を締結する。

ただし、企画提案の内容が実現できなくなった場合や協定締結候補者の決定時に県が付した条件を満たすことができない場合は、協定締結を行わない場合がある。

協定締結を行わない場合、その理由に関わらず、協議期間中に要した費用は協定締結候補者の負担とする。

10 提案概要の公表

協定締結後、当該事業推進パートナーの提案概要を公表する。

11 その他留意事項

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- （２）一度提出のあった書類については、原則として差し替え及び再提出を認めない。ただし、提案内容等に不明な点等がある場合は、参加者に対して、期限を定めて、提案内容の聴取、追加資料の提出及び企画提案書等の補正を求めることがある。
- （３）提出された提案書は返却しない。
- （４）企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- （５）企画提案書における写真やイラスト等の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを県が作成し、使用することがある。
- （６）企画提案に際しては、協定締結者として選定されないこともある点に十分注意の上、関係者とトラブルが無いようにすること。

- (7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。
- ① 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - ② 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されなかったとき。
 - ③ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - ④ 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
 - ⑤ その他、審査を行うに当たって不適當と認められるとき。
- (8) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (9) 協定締結後、事業内容に係る協議事項が発生した場合においては、双方協議の上、随時決定する。